

令和7年 第2回(7月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和7年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 7月18日(金曜日)

会 期 1日間

閉 会 7月18日(金曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
7	18	金	本 会 議	10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委 員 会		・付託案件審査
			本 会 議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和7年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和7年7月18日(金) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 12番 , 1番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号)
〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について〕

第6, 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号)
〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕

第7, 議案第45号 工事請負契約の締結について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
43	専決処分の承認を求めることについて(専決第8号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第2号)について〕	予算 特別委員会
44	専決処分の承認を求めることについて(専決第9号) 〔令和7年度篠栗町一般会計補正予算(第3号)について〕	予算 特別委員会
45	工事請負契約の締結について	総務建設 常任委員会

令和7年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 令和7年7月18日 午前10時

招集場所 篠栗町役場議場

招集日の出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	こ だ も 育 成 課 長	藤 幸 三
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 事	黒 瀬 友 宏

開会 10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では今長谷教育長及び松熊産業課長が体調不良のため欠席しております。

産業観光課から北里課長補佐が代理で出席をしております。

ただいまから、令和7年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において、12番 荒牧泰範議員、1番 崎山佐穂議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日7月18日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第43号から議案第45号までの3議案でございます。

それでは議案第43号から議案第45号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和7年第2回臨時会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中に御出席賜りましてありがとうございます。

本臨時会に上程しております議案第43号から議案第45号まで3議案について説明をいたします。

議案第43号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第8号）」であります。

本議案は、令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

補正予算の内容は、令和 7 年 6 月の大雨で発生いたしました災害復旧のため、令和 7 年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 145 億 4,797 万円とするものでございます。

議案第 44 号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第 9 号）」でございます。

本議案は、令和 7 年度篠栗町一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正予算の内容は、物価高騰対応重点支援給付事業実施に伴うもので、令和 7 年度篠栗町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1,196 万 8,000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 147 億 5,993 万 8,000 円とするものでございます。

議案第 45 号は「工事請負契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面工事について、請負契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 17 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面工事。契約の方法 指名競争入札。契約金額 金 9,124 万 600 円。契約の相手方 福岡市西区小戸 3 丁目 50 番 20 号 不二グラウト工業株式会社 代表取締役 松尾 高嗣。

以上が、本臨時会に上程いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第 4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第 45 号はタブレットに掲載の議案付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第４３号及び議案第４４号の２議案は予算関連となりますので、議長を除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより委員長は、３番吉本文枝議員、副委員長は、７番品川静議員です。

それではこの後、引き続き総務建設常任委員会を行い、その後に予算特別委員会を行います。

では本会議を暫時休止いたします。

休止 午前１０時０６分

再開 午前１１時５１分

○議長（古屋 宏治） 本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第５、議案第４３号「専決処分の承認を求めることについて（専決第８号）令和７年度篠栗町一般会計補正予算（第２号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第４３号「専決処分の承認を求めることについて（専決第８号）〔令和７年度篠栗町一般会計補正予算（第２号）について〕」本議案は、６月の大雨で発生した萩尾地区の農業用施設の災害復旧のため、令和７年度篠栗町一般会計補正予算

（第２号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額の歳入歳出それぞれ４００万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１４５億４，７９７万円とするものであります。

歳出における事業では、災害復旧費において、農業用施設災害復旧費の災害測量

設計４００万円の増額。

歳入では、普通交付税４０万円、町債３６０万円を増額補正するものです。

また、地方債補正といたしまして、災害復旧事業債を３６０万円追加するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタン押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１、全員賛成と認め、よって議案第４３号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第６、議案第４４号「専決処分の承認を求めることについて（専決第９号）

〔令和７年度篠栗町一般会計補正予算（第３号）について〕を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○予算特別委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第４４号「専決処分の承認を求めることについて（専決第９号）〔令和７年度篠栗町一般会計補正予算（第３号）について〕」本議案は、令和６年度に行われた定額減税により、十分な恩恵を受けられない方に対して給付された調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付する物価高騰対応重点支援給付金事業実施のため、令和７年度篠栗町一般会計補正予算（第３号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ
２億１，１９６万８，０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ
１４７億５，９９３万８，０００円とするものであります。

歳出における事業では、民生費、物価高騰対応重点支援給付費の事務費等に
９９６万８，０００円、同じく給付金に２億２００万円を増額。

歳入では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
２億１，１９６万８，０００円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） 変更なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11、全員賛成と認めます。

よって、議案第 44 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 7、議案第 45 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 45 号「工事請負契約の締結について」、本議案は、篠栗北地区産業団地事業用地 2 の法面工事について、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

契約の目的は、篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面工事。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は、9,124 万 600 円。契約の相手方は、福岡市西区小戸 3 丁目 50 番 20 号 不二グラウト工業株式会社 代表取締役 松尾 高嗣であります。

執行部の説明では、昨年度実施の篠栗北地区産業団地法面調査観測業務委託及び今年 1 月 29 日から 4 月 30 日の業務委託期間で行った、篠栗北地区産業団地事業用地 2 法面設計業務委託の成果を基に抑止及び抑制工事を行うとのことであります。

主な工事概要は、北側法面で RC 製受圧板設置アンカー工 19 か所、流末処理 4 か所、擁壁工一式、排水工一式。西側法面では RC 製受圧板設置アンカー工 14 か所、流末処理 3 か所、排水工一式です。北側、西側合わせて、抑止工のアンカー工は 33 か所、抑止工の流末処理は 7 か所とのことであります。

当委員会の中で質疑がございましたので、説明いたします。

「地滑りが起こった要因は」との質問がございましたので、「基準どおり設計がなされているが、集中的に雨が降ったこと、また 1 週間で 500 mm 以上の降雨があったことも要因と考えられる」とのことでした。

次に、「アンカー工の量が多いと思うが当初からなぜ行わなかったのか」との質疑がございました。これには、「今回の法面崩壊となったことでアンカー工をしていくことになった」とのことです。

「今後どの程度の雨量まで耐えられるのか」との質疑では、「その時点まで雨量な

ど、地中の状況によるのでどの程度ということには明確には答えられない」とのことでした。

「今後も産業団地内で同様の崩壊があった場合町の負担になるのか」との質疑では、「そのときの状況によるが進出企業が揃ったので同組合の設立が進んでいく中でそのようなことも含めた運営の協議になっていくのではないか」という答えがございました。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番 横山でございます。

議案第45号について反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

議案第45号は、篠栗北地区産業団地内の法面崩落した事業用地2の抑制工事を、約9,124万円で、不二グラウト工業株式会社と工事請負契約を締結するものであります。

しかし、以前よりこの崩落した箇所を設計施工した会社の工事の瑕疵について追及せず、明らかにしないまま多額の町費を費やすことには到底賛同できません。

崩落した原因として、執行部、また当初工事を行った施工会社は週500mm以上の雨また1日雨量179mmの大雨が原因だったと説明がありましたが、これは県内でも毎年のように観測されている数字であり、町内で建物等の被害はなく、河川の氾濫もない程度の雨で、最新の技術で造成された産業団地法面だけが崩落したことは、雨によるものではなく、工事自体に不備があったと思うのが自然な考え方だと思います。

また、今回の工事により工事箇所及び団地全体がどれだけの強度になるか、どれだけの雨量に耐えうるか。これらを明確にせず、またいつ崩れるか分からない状態で、この工事をですね、容認はできません。

まずは、当時の工事に瑕疵がないか原因追究することが最優先であり、半ば強引に町費を費やし工事を行うことは町民に町と会社の関係性を疑われる可能性もあります。

不透明な工事を行うのではなく、全て明確にした上で工事を行うべきとして反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

はい、ないようですので討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 8、反対 3、でございます。

賛成多数と認め、よって議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。

本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和 7 年第 2 回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午後 0 時 07 分